

せしめたるもの、即ち之が爲めに外ならざるものとする。
 日本勸業銀行の農工債券の引受を爲すと得るものなりと雖も、必ず
 之が引受を爲さざるを得ざるものにあらず即ち其の引受高を制限
 し、又時として之を拒絶することあるも知るべからず、然れ
 ども亦正當の理由なくして、猥に之を制限し之を拒絶するが如きこ
 とあらざるべし、予の深く信じて疑わざる所なりとす。
 農工銀行は日本勸業銀行に對して農工債券の引受を求むる外に、尙
 や資金の貸出を求むることを得べきや、蓋し法律の明文を以て之を
 禁止するものにあらずと雖も、日本勸業銀行の農工債券を引受くる
 の点と、又公平の助力を爲すと要するの点とに鑑みて、決して其の
 貸出の要求に應ぜざるべき也。

第四款 勸業機關の助力

勸業行政に關する府縣郡市町村の當局者及産業に關する會團體各
 等、農工銀行設立の目的及び營業の性質に鑑みて、厚意上其の業務
 を援助するの勞を担はざるべからず、則ち農工銀行が貸出の平準を
 計る、或借資目的を調査するに關して、常に之が諮議に應じ、或は
 農工營業者を促して、重要事業の經營の爲めに、力めて農工銀行の
 供給を仰がしむることを勸誘するが如きは、農工銀行に對する勸業
 機關たるもの、徳義兩義を知らざるべからざるなり。

第六章 設立事務

農工銀行の設立事務は、府縣知事が大藏大臣の認可を経て、設立委
 員を選任したる時に開始するを以て、設立委員の乃ち發起に關
 する一切の事務を處理するを以て(第四十八條)。
 府縣知事は其の職權を以て設立委員の選定を爲すものなりと雖も、

其の選定の時期方法及び標準に關しては、主として大藏大臣の訓示に依るべく、而して一旦其の選定の認可を得るときは、茲に始めて之が任命を行ひ、設立委員之と受諾するとき、乃ち農工銀行設立の發起事務を開始するものとす、若し普通の株式會社なるときは、發起認可の申請を行ひ其の認可を経るまで發起の豫備を爲すに過ぎざるものなりと雖も、特に農工銀行の設立に關しては、設立委員の任命と終ると共に發起の事務を開始し、定款の認可を得て直ちに株主の募集に着手するを得るもの也(第四十九條)。

設立委員定款を作るに關して、先づ第一に決せざるべからざるものは資本金額なり、何となれば、先づ始めに資本金額を決定して、政府の交付金に由る府縣の引受株數を決するにあらざれば、株式に關する定款の規定を作ると能はざるを以て也、故に設立委員資本金を議定するときは、府縣の乃ち政府の認可を得て交付金に由る引受株

數を決定すべく、而して後定款の作成を完了するを得べき也。

設立委員の株主を募集するに關して最も注意すべきは、可成營業區域の全般に涉りて多數の小株主を募集すること、株主資格の鑑査と嚴密にするに等にして、決して之を輕視するを得ざるもの也、而して株主の募集を終るときは創業總會を開き、株式申込簿を政府に差出して銀行設立の免許を稟請すべきものとす(第五十條)。

銀行設立の免許を得るときは、設立委員の其の事務を取締役に引渡し、乃ち設立事務の了終を得るもの也(第五十一條)。

第五十一條
設立委員前條ノ
免許ヲ得タルト
キハ其ノ事務ヲ
農工銀行取締役
ニ引渡スヘシ

農工銀行法運用解説完了

正 誤

本書印刷と差急ぎたるため誤植脱字等處々にあれども一々之と訂正せず其の甚しきもの一二を左に訂正す

- (第一頁の龍頭に左の一條と脱す)
- 第五十二條 農工銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ適用ス
- (七頁七行目、唯々強制的なると、とあるハ唯々義務的なると、の誤)
- (十八頁三行目、成るべく前段の「農工業の審査に關する必要」とあるハ、成るべく農工業の状況と審査するに、の誤)
- (八十二頁十二行目、責任なきにあらざると、あると、責任あるにあらざると、の誤)
- (百五十四頁一行目、信用證券としての債權證書、とあるは有價證券としての債權證書、の誤)
- (百七十二頁第一款、政府の監督とあるは、政府の監督、の誤)
- (百八十三頁端末へ左の十一字と脱す)

農工銀行法運用解説完了

明治三十年十二月八日印刷
明治三十年十二月十八日發行

(定價金二十五錢)

島根縣松江市雜賀

著述者

上田平一

島根縣松江市松江分八百二番屋敷

發行兼
印刷人

福島庫次郎

松江市殿町

發行所

松江日報社出版部

松江市白濁本町

大賣捌所

園山文會堂

クトモ十四日前ニ取締役ヨリ株主ニ通知スヘシ
第三回以後ノ拂込ノ期節及ヒ方法ハ當銀行ノ都合ニ依リ取締役會ニ於テ之ヲ定ム
但其拂込金額ハ一回毎ニ一株五圓ヨリ多カテサルモノトス其拂込期日ハ二箇月以
前ニ各株主ニ通知スヘシ

前二項ノ通知ニハ拂込ヲ怠リタル爲メ株主ノ被ムルヘキ損失ヲ併示スルヲ要ス
第八條 株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ商法ノ規定ニ依リ處分スヘシ但遲延
利息ハ滯納金ニ對スル年百分ノ七ヲ徵シ違約金ハ滯納金ノ百分ノ三以内ノ割合ヲ
以テ取締役會ニ於テ定ムル所ニ依リ之ヲ徵ス

第九條 株主第一回ノ拂込ヲ爲シタルトキハ領收證書ヲ交付シ追テ登記ヲ受ケタル
トキ之ヲ假株券ト引換悉皆拂込ヲ了リタルトキ假株券ト引換ニ本株券ヲ交付スヘ
シ

假株券及本株券ノ様式ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム
第十條 當銀行ノ株式ハ當銀行營業區域内ニ原籍及ヒ住所ヲ有スル者又ハ營業區域
内ノ縣郡市町村ニマテサレハ讓受クルコトヲ得サルモノトス

第十一條 當銀行ノ株式讓渡ノ場合ニ於テハ其證書ヲ作り之ニ當事者双方署名捺印
シ株券及ヒ讓受人ノ戶籍証明書ヲ添ヘテ當銀行ニ差出スヘキモノトス
當銀行ハ當事者双方ヲシテ株券ノ裏面ニ署名捺印セシメ頭取之ニ證印シ帳簿記入
ノ手續ヲ了シタル止之ヲ還付スヘシ

第十二條 相續又ハ遺贈ニ因リテ當銀行ノ株式ヲ取得シタル者正式ノ證明書ヲ添ヘ
テ名義書換ヲ請求スルトキハ當銀行ハ前條ノ例ニ依リ書換ヲ爲スモノトス
第十三條 當銀行ノ株券災害ニ罹リ滅失シタルトキハ株主ハ其事由並金額番號ヲ詳
記シ當銀行ノ満足スル二名以上ノ保証人ヲ立テ當銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請
求スヘシ

前項ノ請求ヲ受テ證跡判明ナルトキハ當銀行ハ新株券ヲ交付スヘシ其證跡判明ナ
ラサルモノハ總テ紛失ノ例ニ依ル
第十四條 當銀行ノ株券ヲ紛失シ若ハ盜取セラレタルトキハ株主ハ金額番號ヲ詳記
シ其旨ヲ當銀行ニ届出テ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求ヲ受ケタル
トキハ當銀行ハ直ニ新聞紙ニ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ廣告シ一箇月ヲ經タル後

當銀行ノ満足スル二名以上ノ保証人ヲ立テシメ新株券ヲ交付スヘシ
前項ノ期間内ニ於テ請求人該株券ヲ發見シタルトキハ直ニ當銀行ニ届出ツヘシ當
銀行ハ前項ノ例ニ依リ其旨ヲ公告スルモノトス

第十五條 紛失若ハ盜取ノ届出アリタル株券ニ關シ故障ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ
當銀行ハ管轄裁判所ノ判決ニ依ルニアラサレハ新株券ヲ交付セサルヘシ
第十六條 株券汚染又ハ毀損シタルトキハ株主ハ其事由ヲ詳記シ其株券ヲ添ヘ當銀

行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
 前項ノ請求ヲ受テ其株券ヲ審査シ真正ナルト認ムルトキ當銀行ハ新株券ヲ交付ス
 ヘシ其真正ナルコトヲ鑑別シ難キモノハ紛失例ニ依ル
 第十七條 當銀行ノ株券名義書換ノ場合ニ於テハ一通ニ付キ五錢新株券交付ノ場合
 ニ於テハ二十錢ノ手数料ヲ徴スヘシ
 第十八條 當銀行ハ通常株主總會前一箇月以内株式ノ讓渡ヲ停止ス但此場合ニ於テ
 ハ豫メ新聞紙ヲ以テ其旨ヲ公告スヘシ

第三章 役員及ヒ取締役會

第一節 役員

第十九條 當銀行ニ取締役七名、監査役二名ヲ置ク

第二十條 取締役ハ株主總會ニ於テ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ撰舉スル
 モノトス其任期ハ三箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得
 取締役ハ專務取締役一名ヲ再選シ之ヲ頭取トス

第二十一條 監査役ハ株主總會ニ於テ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉ス
 ルモノトス其任期ハ三箇年トシ滿期ニ至リ再選スルコトヲ得
 第二十二條 取締役ハ其所有ニ係ル當銀行ノ株券各五十株ヲ在任中當銀行ニ預ケ入
 ルヘシ其株券ハ封印ノ上之ヲ當銀行ニ保管シ其預リ證書ニハ融通ヲ禁スル旨ヲ明

記スヘシ

前項ノ株券ハ本人退職スト雖其期ニ屬ズル決算報告總會ニ承認ヲ得タル後ニアラ
 ザレバ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第二十三條 取締役ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ頭取ハ直ニ臨時株主總會ヲ召
 集シ補缺選舉ヲ行フヘシ其補缺員ハ前任者ノ殘任期ヲ繼グモノトス但現任者法定
 ノ最少人員ニ不足セサルトキハ補缺選舉ハ次ノ株主總會マテ延期スルコトヲ得

第二十四條 頭取ノ職務權限ハ左ノ如シ

一 頭取ハ當銀行諸般ノ業務ヲ總理シ外部ニ對シ當銀行ヲ代表ス

第二十五條 頭取疾病其他ノ事故アルトキハ他ノ取締役ニ於テ其事務ヲ代理スルコ
 トアルベシ

第二十六條 監査役ノ職務權限ハ左ノ如シ

一 監査役ハ取締役會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但可否ノ數ニ加ハルコ
 トヲ得ス

第二十七條 監査役ハ農工債券ニ捺印シ農工債券ノ抽籤及ヒ消却ノ際之ヲ立會フコト

三 其他商法ニ規定セル職務權限

第二十七條 頭取ハ在職中他ノ銀行若ハ會社ノ役員トナルコトヲ得

第二十八條 頭取取締役ハ在任中ニ爲シタル當銀行ノ義務ニ付キ連帶無限ノ責任ヲ負フ其責任ハ退任後二箇年ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第二十九條 頭取取締役監査役ノ給料又ハ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 當銀行ノ役員及使用人ハ如何ナル場合ニ於テモ當銀行ヨリ借用金ヲ爲スコトヲ得ス

第二節 取締役會

第三十一條 取締役會ハ頭取取締役ヲ以テ之ヲ組織ス取締役會ノ議長ハ頭取之ニ任ス

第三十二條 取締役會ハ頭取ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ何時ニテモ之ヲ開クモノトス

取締役會ハ會員半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

議事ハ多數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十三條 取締役會ニ於テ決議スヘキ事項ハ概テ左ノ如シ

- 一 貸出規則、不動産價格鑑定規則、農工債券規則及內規
- 二 支店規則及他店トノ諸約定
- 三 營業上必要ナル建築及地所建物ノ買入
- 四 農工債券ノ發行高、利子歩合償還及借換ノ方法其他農工債券ニ關スル重要ノ事項

五 定期預リ金及金銀有價證券ノ保護預リノ利息又ハ手数料ノ割合

六 營業報告財産目錄、貸借對照表、利益金ノ分配置其他株主總會ノ決議ニ付スヘキ事項

七 右ノ外法律命令ニ依リ認可申請ヲ要スル事項又ハ特ニ此定款ニ於テ定メタルモノ及ヒ頭取ニ於テ決議ヲ必要ト認ムル事項

第三十四條 取締役會ニ於テ議決シタル事項ハ議事録ニ記載シ出席員之ヲ署名捺印スヘシ

第四章 株主總會

第三十五條 通常株主總會ハ毎年一月七月ノ兩度ニ之ヲ開クモノトス但其日時場所及ヒ議事ノ項目ハ少ナクトモ開會十日日前ニ頭取ヨリ之ヲ各株主ニ通知スヘシ

第三十六條 通常株主總會ニ於テハ主トシテ前期ノ諸計算報告及配當金分配等ヲ議決スルモノトス

第三十七條 臨時株主總會ハ取締役又ハ監査役ニ於テ必要ト認ムルトキ若ハ總株金

ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ請求スルトキ臨時ニ之ヲ開クモノトス其日時場所及議事ノ項目ハ少ナクトモ開會前ニ頭取又ハ監査役ヨリ各株主ニ通知スヘシ

前項ノ株主ヨリ請求ヲ受ケタルトキハ頭取以十日以内ニ招集ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十八條 株主總會ノ議長ハ頭取之ニ任ス但臨時株主總會ノ場合ニ於テハ株主中
其ノ臨時之ヲ選任スルコトヲ得

第三十九條 株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇トシ十株以上ハ五株ヲ増ス毎ニ一箇又
百二株以上ハ十ヲ増ス毎ニ一箇ヲ加フ

第四十條 株主ハ代理人ヲシテ株主總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得其代
理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主タル者ニ限ル但當銀行ノ役員及ヒ使用人ハ代
理人タルコトヲ得サルモノトス

前項株主カ代理委任ヲ受クルノ場合ニ於テハ二十人以上ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス
第四十一條 株主ノ代理人トシテ株主總會ニ出席シ議決權ヲ行ハムトスル者ハ委任
狀ヲ持參スルヲ要ス

第四十二條 株主ハ株主總會ノ當日會議ヲ開ク前ニ出席名簿ニ署名捺印シ代理人タ
ラズ者ハ其旨ヲ記シテ署名捺印スヘシ
第四十三條 株主總會ノ議事ハ總株金ノ三分ノ二以上ニ當ル株主(代理人共)出席シ
其議決權ノ過半數ニ依テ議決ヲ爲ス但定款ノ變更及任意解散ノ議決ニ付テハ商法
ノ規定ニ依ル

議長ハ自己ノ議決權ノ外尙可否同數ナル場合ニ於テ之ヲ決スル權ヲ有ス
第四十四條 株主總會ニ於テ出席株主其定數ニ滿タサルニ至ラズ商法第五百十二條ニ

規定セル決議ノ方法ニ依ル

第四十五條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長、取締役及
監査役之ニ署名捺印スヘシ

出席名簿ハ議長、取締役及監査役署名捺印シタル上議事録ニ附綴スヘシ

第五章 營業

第四十六條 當銀行ノ營業ハ左ノ如シ

- 一 三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲ス
- 二 年賦償還貸付金總高ノ五分ノ一ニ相當スル金額ヲ限リ不動産ヲ抵當トシテ五
箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト
- 三 市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シ無抵當ニテ本條第一號第二號
ノ貸付ヲ爲スコト
- 四 二十人以上ノ農業者又ハ工業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキ
ハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無
抵當貸付ヲ爲スコト
- 五 定期預リ金又ハ地金銀有價証券ノ保護預リヲ爲スコト

第四十七條 當銀行ハ如何ナル場合ト雖農工銀行法第一條及ヒ第七條ニ記載シタル

第三十八條 株主總會ノ議長ハ頭取之ニ任ス但臨時株主總會ノ場合ニ於テハ株主中
ヨリ臨時之ヲ選任スルコトヲ得

第三十九條 株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇トシ十株以上ハ五株ヲ増ス毎ニ一箇又
百二株以上ハ十ヲ増ス毎ニ一箇ヲ加フ

第四十條 株主ハ代理人ヲシテ株主總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムルコトヲ得其代
理人ハ法定代理人又ハ當銀行ノ株主タル者ニ限ル但當銀行ノ役員及ヒ使用人ハ代
理人タルコトヲ得サルモノトス

第四十一條 株主ノ代理權ハ於テハ二十人以上ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス
前項株主カ代理委任ヲ受クルノ場合ニ於テハ二十人以上ノ代理ヲ爲スコトヲ得ス

第四十二條 株主ノ代理人トシテ株主總會ニ出席シ議決權ヲ行ハシムル者ハ委任
ノ狀ヲ持參スルヲ要ス

第四十三條 株主ハ株主總會ノ當日會議ヲ開ク前ニ出席名簿ニ署名捺印シ代理人タ
ラズ者ハ其旨ヲ記シテ署名捺印スヘシ

第四十四條 株主總會ノ議事ハ總株金ノ三分ノ一以上ニ當ル株主(代理人共)出席シ
其議決權ノ過半數ニ依テ議決ヲ爲ス但定款ノ變更及任意解散ノ議決ハ付スル商法
ノ規定ニ依ル

議長ヨリ自己ノ議決權ノ外尙可否同數ナル場合ニ於テ之ヲ決スルノ權ヲ有ス

第四十五條 株主總會ニ於テ議決シタル事項ハ之ヲ議事録ニ記載シ議長、取締役及
監査役之ニ署名捺印スヘシ

出席名簿ハ議長、取締役及監査役署名捺印シタル上議事録ニ附綴スヘシ

第五章 營業

第四十六條 當銀行ノ營業ハ左ノ如シ

一 三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲ス

二 年賦償還貸付金總高ノ五分ノ一ニ相當スル金額ヲ限リ不動産ヲ抵當トシテ五
箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト

三 市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シ無抵當ニテ本條第一號第二號
ノ貸付ヲ爲スコト

四 二十人以上ノ農業者又ハ工業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキ
ハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限リ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無
抵當貸付ヲ爲スコト

五 定期預リ金又ハ地金銀有價証券ノ保護預リヲ爲スコト

第四十七條 當銀行ハ如何ナル場合ト雖農工銀行法第一條及ヒ第七條ニ記載シタル

目的ノ外一切貸付ヲ爲サス又左ニ掲クル不動産ヲ抵當トシテ貸付スルコトナシ

- 一 明治十七年第七號布告地租條例第四條ニ該當スル土地
- 二 學校、社寺、病院、劇場其他共同ノ用ニ供スル建物及ヒ其敷地
- 三 農工業用ニアラサル宅地
- 四 鑛坑、石坑、池沼、鑛泉地
- 五 入會地
- 六 數人共有ノ不動産但共有者一同承諾ノ上其全所有權ヲ抵當トスルモノハ此限ニアラス

第四十八條 當銀行ニ於テ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲サルトスルトキハ該不動産ノ價格、借入金使用ノ目的等ヲ鑑定調査シタル上貸付契約ヲ締結スヘシ其貸付契約書ハ公正証書タルヲ要ス

當銀行ニ於テ抵當物ノ鑑定ヲ爲ストキハ之ニ必要ナル費用ハ契約ノ成否ニ拘ハラズ請求人ノ負擔タルヘキ旨ヲ約定スヘシ

第四十九條 農工銀行法第八條但書ノ場合ニ於テ前負債ヲ償還スヘキ金額ハ借主ニ交付セズ之ヲ其償還ニ充ツヘシ

第五十條 當銀行ニ於テ抵當トシテ徵スル建物ノ保險ハ總テ當銀行ニ於テ確實ナリ且承認スル保險會社ノ保險タルヲ要シ其保險料ハ當銀行ヲ經テ仕拂ヒ保險契約ハ貸

付期限中繼續セシムルヲ要ス

貸付期限中保險契約繼續セラレサルトキハ當銀行ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ請求スルコトアルヘシ

第五十一條 借主ニ於テ當銀行ノ承諾ヲ得シテ抵當物ノ現形ヲ變シ又ハ其所有權ニ異動ヲ生セシメタルトキハ當銀行ハ抵當物ヲ補足セシムルカ又ハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ

第五十二條 借主借用金ノ五分ノ一以上ヲ償還シタルトキハ其請求ニ依リ當銀行ハ遞次其割合ニ應ジテ抵當物一部ヲ解除スヘシ若シ其抵當物ニシテ當銀行ニ於テ分割シ難キモノト認ムルトキハ全額償還ニ至ラサレハ之ヲ解除セズ

第五十三條 抵當不動産ノ一部解除ヲ爲スニ當テハ當銀行ニ抵當トナリタル不動産ノ殘餘カ當銀行ノ鑑定上償還未済年賦金ニ對シテ擔保トナルヤ否ヤヲ確定セシ上ニテ之ヲ承諾スヘシ但鑑定ニ必要ナル費用ハ借主ヨリ徵スルモノトス

第五十四條 二十人以上ノ農工業者申合連帶責任ヲ以テ借用ヲ申込ミタルトキハ連帶者ノ資力、信用及ヒ事業ノ性質ヲ調査シタル上貸付契約ヲ締結スヘシ其貸付契約書ハ公正証書タルヲ要ス

第五十五條 當銀行ハ市町村其他法律ヲ以テ組織セル公共團體ヲ除クノ外同一借主ニ對シ當銀行ハ拂込資本金ノ百分ノ十ヲ超過スル金額ヲ貸付スルコトナシ

第五十六條 當銀行各種貸付金ノ利率ハ大藏大臣ノ認可ヲ經タル最高歩合ノ範圍内ニ於テ貸付年限ノ長短及ヒ事業ノ性質ニ依リ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 年賦金ハ毎年二回ニ分テ之ヲ返還セシムルモノトス

第五十八條 借主ニ於テ年賦金定期償還金又ハ其利子ノ拂込ニ付期日(期限前償還ヲ要求スル場合ニ於テハ當銀行ノ指定スル期日)ヲ怠リタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日マテ其金額ニ對スル年百分ノ七ニ當ル遅延利息ヲ徵シ且之ト同額ノ違約金ヲ徵スルモノトス

天災又ハ避クヘカラサル事故ニ依リ拂込ムコト能ハサルトキハ前項ノ違約金ヲ徵セス

第五十九條 償還期限前ニ年賦償還貸付金ノ全額又ハ其幾分ヲ拂戻ス場合ニハ當銀行ハ拂戻金高百分ノ二以内ニ於テ取締役會ノ定ムル所ノ手数料ヲ徵ス天災又ハ避クヘカラサル事故ニ因リ若ハ農工銀行法第十九條ニ依テ期限前拂戻ヲ要求スル場合ハ此限ニアラス

第六十條 借主ニ於テ其借受ケタル資金ヲ契約以外ニ使用シ當銀行ニ於テ不利ナリト認ムルトキハ其貸付金ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ其使用農工銀行法第七條ノ目的外ニ涉ルトキハ直ニ其貸付金ノ償還ヲ要求スルモノトス

第六十一條 當銀行ニ於テ營業上餘裕金アルトキハ一時各種ノ國債證券地方債券勸業債券ヲ買入レ又ハ他ノ銀行ニ預メ金爲メモリトス

第六十二條 當銀行ヨリ發行スル農工債券ハ券面金額ヲ五十圓トシ記名利札付トス

第六十三條 農工債券ヲ發行高ハ拂込資本金高ニ五倍ヲ限リトス又其發行現高ハ年賦償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ズ但借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合ハ此限ニアラス

第六十四條 農工債券ノ利子ハ毎年一月七月ニ於テ前半期分ヲ利札引換ニ仕拂フヘシ

利子計算法ハ元金拂込時月ノ十五日以前ニアルモノハ下半箇月分ヨリ翌月ノ十六日以後ニアルモノハ翌月分ヨリ之ヲ付シ元金償還ノ時ニ於テハ其前月マテ月割ヲ以テ計算スルモノトス

第六十五條 農工債券ノ償還ニ付キテハ二箇年以上五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ム

農工債券ノ償還期限ハ据置年限經過後三十箇年以内トシ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應ジ毎年三回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第六十六條 農工債券ノ發行及ヒ償還ノ場合ニ於テ之ニ必要ナル事項ハ豫メ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第五十六條 當銀行各種貸付金ノ利率ハ大藏大臣ノ認可ヲ經タル最高歩合ノ範圍内ニ於テ貸付年限ノ長短及ヒ事業ノ性質ニ依リ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十七條 年賦金ハ毎年二回ニ分テ之ヲ返還セシムルモノトス

第五十八條 借主ニ於テ年賦金定期償還金又ハ其利子ノ拂込ニ付期日(期限前償還ヲ要求スル場合ニ於テハ當銀行ノ指定スル期日)ヲ怠リタルトキハ拂込期日ノ翌日ヨリ現入金ノ日マテ其金額ニ對スル年百分ノ七ニ當ル遲延利息ヲ徵シ且之ト同額ノ違約金ヲ徵スルモノトス

天災又ハ避クヘカラサル事故ニ依リ拂込ムコト能ハサルトキハ前項ノ違約金ヲ徵セス

第五十九條 償還期限前ニ年賦償還貸付金ノ全額又ハ其幾分ヲ拂戻ス場合ニハ當銀行ハ拂戻金高百分ノ二以内ニ於テ取締役會ノ定ムル所ノ手数料ヲ徵ス天災又ハ避クヘカラサル事故ニ因リ若ハ農工銀行法第十九條ニ依テ期限前拂戻ヲ要求スル場合ハ此限ニアラス

第六十條 借主ニ於テ其借受ケタル資金ヲ契約以外ニ使用シ當銀行ニ於テ不利ナリト認ムルトキハ其貸付金ノ償還ヲ要求スルコトアルヘシ其使用農工銀行法第七條ノ目的外ニ涉ルトキハ直ニ其貸付金ノ償還ヲ要求スルモノトス

第六十一條 當銀行ニ於テ營業上餘裕金アルトキハ一時各種ノ國債證券地方債券勸

業債券ヲ買入レ又ハ他ノ銀行ニ預ケ金爲メキル事ヲ得ル

第六章 農工債券

第六十二條 當銀行ヨリ發行スル農工債券ハ券面金額ヲ五十圓トシ記名利札付トス

第六十三條 農工債券ノ發行高ハ拂込資本金高ノ五倍ヲ限リトス又其發行現高ハ年賦償還貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ズ但借換ノ爲低利ノ債券ヲ發行スル場合ハ此限ニアラス

第六十四條 農工債券ノ利子ハ毎年一月七月ニ於テ前半期分ヲ利札引換ニ仕拂フヘシ

利子計算法ハ元金拂込ノ時月ノ十五日以前ニアルモノハ下半年箇月分ヨリ月ノ十六日以後ニアルモノハ翌月分ヨリ之ヲ付シ元金償還ノ時ニ於テハ其前月マテ月割ヲ以テ計算スルモノトス

第六十五條 農工債券ノ償還ニ付キテハ一箇年以上五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ

農工債券ノ償還期限ハ据置年限經過後三十箇年以内トシ年賦償還貸付金ノ償還高ニ應シ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第六十六條 農工債券ノ發行及ヒ償還ノ場合ニ於テ之ニ必要ナル事項ハ豫メ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第六十七條 農工債券若ハ其利札ニシテ汚染、毀損、滅失、紛失又ハ盜取セラレ其他讓渡ノ爲メ名義書換ヲ爲シ又ハ新債ノ再渡ヲ請求スルトキハ總テ第十七條ニ規定セル債券ノ例ニ依ル

第七章

計算及諸報告

第六十八條 當銀行ノ營業年度ハ毎年一月ヨリ六月マテ及ヒ七月ヨリ十二月マテトシ各年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算シ農工債券計算書財産目錄貸借對照表營業報告書及ヒ利益金分配案ヲ作り監査役ノ檢査ヲ受ケ之ヲ通常株主總會ニ提出スヘシ
財産目錄及ヒ貸借對照表ハ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第六十九條 諸勘定ノ決算ヲ爲スニハ總益金中ヨリ經費利息及損失ヲ引去リ其殘額ヲ以テ利益金ト爲スヘシ

第七十條 利益金ハ左ノ割合ヲ以テ分配スヘシ

- 一 利益金百分ノ八以上 損失補填準備金
- 二 利益金百分ノ二以上 配當平均準備金
- 三 右二項ノ金額ヲ引去リ其殘額ノ内ヨリ拂込資本金ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ第一配當金ト爲スヘシ
- 四 右二項ヲ引去リ其内ヨリ利益金ノ百分ノ十以内ヲ重役以下賞與金トシテ引去リ尚殘額アルトキハ之ヲ第二配當金トシテ株主ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スヘシ

スヘシ

第七十一條 當銀行創業ノ初季ヨリ十箇年間ハ前條ノ規定ニ依ラス左ノ如ク利益金ヲ處理スヘシ

創業ノ初季ヨリ五箇年間ハ島根縣ノ持株ニ對スル配當金ハ悉皆他ノ株式ニ對スル配當金ニ加フルモノトス

前項ノ期限後尙五箇年間ハ島根縣ノ持株ニ對スル配當金ハ悉皆當銀行ノ準備金ニ繰入ルヘシ

以上二期ノ計算法左ノ如シ

前五箇年間ハ利益金ヨリ法定ノ準備金ヲ引去リ其殘額ヲ各株式ニ對シ平等ニ配當金ヲ算出シタル後島根縣持株ニ對スル配當金ハ悉皆他ノ株式ニ對スル配當金ニ加ヘ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ第一配當金ト爲シ其殘額ヨリ利益金ノ百分ノ十以内ヲ重役以下賞與金トシテ引去リ尚殘額アルトキハ其殘額ヲ第二配當金トシテ各株式(島根縣持株ヲ除ク)ニ配當シ又ハ後期繰越金ト爲スヘシ

後五箇年間ハ利益金ヨリ法定ノ準備金ヲ引去リ其殘額ヲ各株式ニ對シ平時ニ配當金ヲ算出シタル後島根縣持株ニ對スル配當金ノ十分ノ八ハ損失補填準備金ニ繰入ルヘシ他ノ株式ニ對スル配當金竝ニ重役以下賞與金等ノ分配方法ハ總テ前項ニ同

第七十二條 損失補填準備金ハ損失ニ因リ資本金カ缺損ヲ生シタルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス

配當平均準備金ハ配當金若シ第七十一條第三號ノ割合ニ及ハサルトキ之ヲ補充スルノ用ニ供ス但創業ノ初季ヨリ五箇年間ハ島根縣持株ニ對スル配當金ニ加フルモ尙年百分ノ五ニ達セサルトキニ限ル

第七十三條 配當金ハ每期ノ決算報告株主總會ノ承認ヲ得タル後之ヲ拂渡スヘシ但其日限ハ取締役會ニ於テ之ヲ議決シ各株主ニ通知スルモノトス

第八章 雜則

第七十四條 當銀行ノ營業時間ハ毎日午前九時ヨリ午後第四時マテトス但營業ノ都合ニ依リ其時間ヲ增加スルコトアルヘシ

休業日ハ大祭日、祝日及ヒ日曜日ニ限ル但臨時必要アル場合ニ於テハ豫メ地方長官ニ届出且新聞紙ニ公告シタル上休業ヲ爲スコトアルヘシ

第七十五條 當銀行ノ印章ハ左ノ如シ

方一寸五分
株式會社
島根縣農工銀行印

島根縣農工銀行

第七十六條 此定款ヲ變更セムトスルトキハ株主總會ノ決議ヲ經テ大藏大臣ノ認可ヲ請フヘシ

右ノ通り島根縣農工銀行設立委員會ニ於テ株式會社島根縣農工銀行定款審議確定候ニ付署名捺印候也

年 月 日 (委員全体ノ連署ヲ要ス) 何 之 誰印

島根縣農工銀行設立委員

右定款ハ島縣引受株數決定ノ上有效決議トス



豐國東

植業

戰後

頭取

信

業

松江市天神開明社主

金銀、玉石、瑪瑙、水晶、珊瑚、琥珀、象牙、水牛、木竹、彫刻、印肉、數品

足利金治郎

Vertical text on the right page, including names and titles such as 足利金治郎 and 足利金治郎.

八雲立

出雲國の地木綿で

仕立てすしびのえいで徳用

強向八雲足袋製造本元

松江市末次京店

森田延市

是よりかりて家々ノ廣告

私店の屋根の上より日本國中より外よりなへ所の大斤量と大楯が目印として有升程よついで玉木福祿堂の店といふ事が知れます

諸官衙各會社神社佛閣御用達

慶重衡堂

松江市末次
本町大橋通 福祿堂

玉木慶四郎

量器製作販賣廣告

商業之隆盛ハ眞個ノ勉強アリ眞個ノ勉強ハ商品ノ廉價精確ニアリト弊店玆ニ數拾年間量器製作罷在各位之御愛顧ヲ蒙リ日ニ月ニ頻繁ニ赴キ弊屬一同奉深謝候今回三十二年定期檢定ノ準備ヲ兼テ大ニ業務擴張シ更ニ工場ヲ取擴テ熟練知名ノ職工拾數人ヲ増聘シ原料ヲ精撰シ盛ニ販賣候間舊倍之御愛顧ヲ賜ハラソコトナセテ

弊所特色

●弊所ハ特ニ國家的觀念ト簿利的商畧ヲ主トスルヲ以テ精確低價ナル事ハ他製作所ノ及サル處ナリ●弊所製器物ハ各地方到ル處ニ使用者諸君ノ満足ヲ來タシ其好評ヲ博シタリ●弊所製器物ニシテ萬一自然ノ狂差ヲ生シタル時ハ無料修覆スベシ●弊所ハ山陰道第一ノ多額製出者ナリ●弊所製器物ハ常下檢定ヲ依頼ニ應ズ●弊所製器物ハ修覆料尤モ低價ニテ調製スベシ●弊所ハ規定ノ許ス限リハ御好ニ應ズ如何ナル器物ニテモ製作スベシ●弊所製器物ハ松江物産品評會ニ於テ一等褒賞ヲ受領セリ●弊所ハ量器ニ關スル件ニ付キ如何ナル事ニテモ御質問ニ應ズ●弊所ノ製器物ニハ上記ノ記號、牧野製ノ印アリ篤ト御認メノ上最寄販賣所ニ於テ御購求ヲ乞フ●弊所製器物販賣所ハ本縣内ニ拾三ヶ所鳥取縣内ニ拾個所其他地方至ル處ニアリ

島根縣松江市末次本町拾番地

記號



量器製作修覆所
大日本度量衡會會員

牧野助三郎

弊店販賣の時計ハ保險中狂ハシ生ずる時計
全國各府縣にある保險時計販賣組何れも御
持參被下候とも無料にて修理可仕候
但代價御照會ノ節ハ郵券御送附被下度候



松江市京店大橋通
各國時計卸小
實並に直し處
原田和一郎

銘茶販賣

山城 上林製並ニ
宇治

出雲煎茶

其他附屬品一切

松江市殿町

商標
今
渡部茶店

內外
最良
種苗大販賣

定價表を往復葉にて
御申込次第送呈

興農雜誌

毎月一回發行見本一
冊五錢一ヶ月分郵税
共金五拾錢

農科大學札幌農學校御拂下種苗
販賣所

東京市赤坂區溜池五番地

園長農學士渡瀬寅次郎

東京興農園

小生儀從來簿記和
洋製本業より從事罷
在候處自今一層精
麗且敏速に御注文
に相應候間續々御
用被仰付度此段廣
告候也

松江市寺町

松井楠太郎

內外種苗大販賣
 定價表を往復葉にて
 御申込次第送呈
興農雜誌
 毎月一回發行見本一冊
 五錢二分年分郵税
 共金五拾錢
 農科大學札幌農學校御下種苗
 販賣所
 東京市赤坂區海池五番地
 圓長農學士渡瀬寅次郎

東京興農園

小生儀從來簿記和
 洋製本業より從事罷
 在候處自今一層精
 麗且敏速に御注文
 相應候間續々御
 用被仰付度此段廣
 告候也
 松江市寺町
 松井楠太郎

